

「One ID 導入に向けた個人データの取扱検討会」

第3回検討会（12月12日開催）

主な意見

【ガイドブック活用にあたっての留意事項について】

- 「個人データ」の定義に「生体情報」が含まれていることを明確に記載すべき。（鈴木委員）
- 差別的な目的には使用しない旨の記載を入れるべき。（若目田委員）
- システムの漏洩がないよう、安全措置についても触れるべき。（若目田委員）

【One ID サービスを利用した旅客手続きの概要について】

- 個人データのフロー図について、データのやりとりがイメージしづらい。トークンには何が含まれるのか、旅客の同意の下で取得しているのか等を明確にすべき。（篠原委員）
- 個人データのフロー図について、本人確認のプロセスとトークン生成のプロセスを分けた方がわかりやすいのではないか。（若目田委員）

【配慮事項についての対応策について】

- 消去の方法や消去の確認についても追記すべき。（佐藤委員）
- 個人情報法の改正が予定されていると聞くが、情報開示や映り込みなどの対応について機能として配慮が必要になるかもしれない。（若目田委員）

【その他の意見】

- 諸外国にも国内の取り組みを発信するために、ガイドブックの英訳化も検討してはどうか。（藤原委員）